

平成二十年十二月十八日提出
質問第三六〇号

名古屋刑務所平成十三年十二月事案に関する再質問主意書

提出者 河村たかし

名古屋刑務所平成十三年十二月事案に関する再質問主意書

内閣総理大臣麻生太郎殿からの平成二十年十二月十六日付け答弁書（内閣衆質一七〇第三一五号、以下「前回答弁書」という。）の内容を踏まえ、再質問する。

(1) 「前回答弁書」によれば、前回質問主意書で取り上げた本件告発状の告発事実で述べられている「加圧した水を多量に放水する暴行」にいう「加圧」とは、「施設内に送水」する際に、「送水圧力」を「一平方センチメートル当たり約四キログラム（約〇・四メガパスカル）」までに設定するための加圧であった、との理解でよいか。

(2) 前回質問主意書(3)で述べたとおり、本年十一月十四日の衆議院法務委員会において、尾崎法務省矯正局長は、本件事案における消防用ホースは、通常の水道に接続されていたとの答弁を行っているが、本件事案における放水の場合、「通常の水道」と同程度の水圧の水が、屋外消火栓の噴出口を出た後に、より高い圧力となるように「加圧」されたことはない、との理解でよいか。

(3) 「前回答弁書」に述べられている「一平方センチメートル当たり約四キログラム（約〇・四メガパスカル）」の水圧とは、名古屋市の全市「水道管」から給水される家庭用の水の平均水圧と同程度の

水圧であり（平成二十年十二月十六日付けで、名古屋市上下水道局配水課より、当職は、全市平均で概ね一平方センチメートル当たり四キログラム弱となっている旨の文書回答を得ている）、一方、本件事案の如く、屋外消火栓からの給水につき、消防用施設を用いて「加圧した水を放水した」と表現した場合、一般人の常識的理解としては、「通常の水道に接続されて施設内に送水」されている水の水圧（「一平方センチメートル当たり約四キログラム（約〇・四メガパスカル）」程度の水）が、より高い圧力となるように「加圧」して放水したものと理解するのが通常であると考えられるが、前回質問主意書で述べた本件告発状においては、このような一般人の常識的理解とは異なる意味で、「加圧」という文言を用いた、との理解でよいか。

右質問する。